

# 定 款

中国内装仕上技能士会

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は中国内装仕上技能士会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を広島県に置く。

(目的)

第3条 本会は内装仕上げ工事に係る技能の練磨と資質の向上に努め、もって技能士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、内装仕上げ作業及び建築産業の健全な発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

1. 登録技能者の技能向上及び、賛助会員事業所の技能向上に関する事業
2. 後継者の育成、職業訓練の推進に関する事業
3. 会員相互間の交流及び、親睦と相互援助に関する事業
4. 施工方法の研究及び、各種研修会の開催に関する事業
5. 各種情報資料の収集と提供及び、広報に関する事業
6. 社会的、経済的地位の向上に関する事業
7. その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

(構成員)

第5条 本会の会員の種類及び資格は、次のとおりとする。

1. 正会員 内装仕上技能士で一級技能士・二級技能士の資格を持つ者  
正会員は総会において議決権を有する
2. 準会員 内装仕上技能士で無資格者  
準会員は総会において議決権は有しない。1級・2級技能士の資格を取得した者は正会員へ移行することができる
3. 賛助会員 内装仕上げに関連する事業を営む法人及び個人で本会の目的に賛同しその事業に協力しようとする法人及び個人  
この賛助会員法人と雇用関係にある技能職社員は入会金を納入すれば準会員と同等の扱いを受けることができる。
4. 名誉会員 正会員で年齢が満70歳を超えた者

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員、準会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(届出)

- 第8条 会員は次の事項に変更があった場合は、直ちに会長に届け出なければならない
1. 氏名、及び住所 取得資格

(退会)

- 第9条 会員が本会を退会しようとする時は、その旨を書面をもって会長に提出しなければならない。
2. 会員である個人が廃業し、又は会員である個人が死亡した時は退会したものとみなす。

(除名)

- 第10条 会員に次の各号のいずれかに該当する行為があった時は、本会の定款第19条第2項に定める総会の決議によりこれを除名することができる。ただし、総会の決議前に会員に弁明する機会を与えなければならない
1. 本会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
  2. 会費の納入、その他会費の義務に違反したとき。
  3. 本会の名誉を毀損し、又は信用を失わせる行為をしたとき。
  4. 会費を1ヵ年を超えて納付しないとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、会費の滞納を含む未履行の義務は、これを免れることはできない。
2. 本会は、会員がその資格を喪失しても、会費その他の拠出金品は返還しない。
  3. 除名のうち未納会費があれば全額納付して理事会にて半数以上の同意があれば復帰できる。その他の理由も理事会にて半数以上の同意があれば復帰できる。

### 第3章 総会

(構成)

- 第12条 総会は正会員をもって構成する

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
1. 理事及び監事の選任又は解任
  2. 事業計画及び収支予算の決定
  3. 事業報告及び収支決算の承認
  4. 定款の変更
  5. 本会の解散
  6. 会員の除名
  7. その他特に重要な事項

(解散)

- 第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。
2. 通常総会は毎事業年度終了3ヶ月以内に開催する。
  3. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認めたとき。
    - (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(議長)

第 15 条 総会の議長は会長がこれにあたる。ただし、第 14 条第 3 項の規定により請求あった場合において、臨時総会を開催した時は、出席構成員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数の同意でこれを行う。可否同数のときは、議長の決すところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。
  1. 会員の除名
  2. 監事の解任
  3. 定款の変更
  4. 解散
  5. その他重要な事項

(書面表決等)

第 18 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により又電磁的方法により又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により表決権を行使する正会員は、前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成する。

## 第 4 章 役員等

(役員の配置)

第 20 条 本会には次の役員を置く。

1. 理事 若干名
  2. 監事 2 人以内
- 2 理事のうち、1 人を会長とする。
  - 3 理事のうち 4 人以内を副会長とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第 22 条 理事は理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、この定款で定めるところにより、本会を代表し、会務を統括する。
  - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けた時は、会長があらかじめ定める順位に従い、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

- 第 23 条 監事は理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の開催を請求することができる。

(役員任期)

- 第 24 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了するまでとする。
  - 3 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 25 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(顧問及び相談役)

- 第 26 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
  - 3 顧問及び相談役は会長及び理事会の諮問に応じ、かつ各種の会議に臨時出席して意見を述べることができる。
  - 4 顧問及び相談役は議決権を有しない。

(事務局)

- 第 27 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には職員若干名を置くことができ、会長がこれを任免する。
  - 3 事務局の運営に関する事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第 5 章 理事会

(構成)

- 第 28 条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 29 条 理事会は、次の職務を行う。
1. 本会の職務執行の決定
  2. 会長、副会長の選任及び解任

(開催)

- 第 30 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。
- 2 通常理事会は、毎年 2 回以上開催する。
  - 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
    1. 会長が必要と認めたとき。
    2. 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び召集の理由を示して召集の請求があったとき。

(召集)

- 第 31 条 理事会は会長が召集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を召集する。
  - 3 理事会を召集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の 2 週間前までに理事に通知を発しなければならない。
  - 4 会長は前条 3 項規定による請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に理事会を召集しなければならない。

(議長)

- 第 32 条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(決議)

- 第 33 条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議の省略)

- 第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 35 条 理事会の議事については議事録を作成する。

(委員会)

- 第 36 条 本会は業務執行上必要があるときは、理事会の承認を得て、委員会を置くことができる。
- 2 委員会の運営に関して必要な事項は理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第 6 章 会計

(資産の構成)

- 第 37 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
  - (2) 第 7 条に定める入会収入及び会費収入
  - (3) 寄付金品
  - (4) 事業に伴う収入
  - (5) 資産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第 38 条 本会の資産は理事会の決議に基づいて会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第 39 条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 42 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後遅滞なく会長が次の書類を作成し、監事の監査を経、理事会の決議を得た後、総会に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支決算報告
- (3) 監査報告

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 44 条 本会は総会の決議をもって解散する。

(剰余金の分配)

第 45 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 8 章 補足

(実施細則)

第 46 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

